

# 青森県立学校 ao-giga ネットワーク回線再構築業務 企画提案競技実施要領

## 1 趣旨

青森県立学校において教育データ利活用による教育の質の向上を目指すことを目的として、次期ネットワーク回線及びネットワーク回線接続機器に係る構築・運用及び保守業務について企画提案競技により事業者を選定するための手続に必要な事項を定めるものである。

## 2 名称

青森県立学校 ao-giga ネットワーク回線再構築業務

## 3 内容

別添「青森県立学校 ao-giga ネットワーク回線再構築業務企画提案要求仕様書」のとおり。

なお、最終仕様書等は、本企画提案競技により決定した契約締結予定者との協議により決定する。

## 4 業務期間

### (1) 回線工事期間

令和8年10月31日まで

### (2) 回線利用開始予定日

令和8年11月1日から（ただし、回線工事が早期に完了した学校については、9月以降随時利用開始できること。）

※ 現場調査等により、令和8年11月1日までに間に合わない事情が判明した場合は、県教育庁に報告し、協議の上対応方法を決定する。

※ 契約については、単年度契約を想定している。（今後、学校の統合や移転等により、接続拠点に変更が生じるため。）

## 5 本企画提案競技に関する事務を担当する部署の名称・所在地等

### (1) 名称・所在地

(名称) 青森県教育庁学校施設課教育情報化推進室（以下「教育情報化推進室」という。）

(所在地) 〒030-8540

青森県青森市長島1丁目1-1（県庁舎西棟6階）

### (2) 電話番号等

(電話) 017-734-9736

(E-mail) shisetsu\_joho@pref.aomori.lg.jp

## 6 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加申込みの日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 企画提案競技参加申請書の提出期限から受注者確定の日までの期間、本県の「物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領」（平成12年1月21日付け青管第912号）の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
  - イ 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用したと認められる者。
  - ウ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者。
  - エ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者。
  - オ 暴力団員と交際していると認められる者。
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められる者。
  - キ その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（その者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者）がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められる者。
- (5) 青森市内に本社又は事業所等を有し、運用管理に係る連絡調整や緊急時の体制が速やかに整えられる者であること。
- (6) 過去2年以内に国、都道府県又は政令指定都市と同種回線サービスでの運用に係る契約を1回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している者であること。

## 7 企画提案競技参加申請書の提出

### (1) 提出書類

青森県立学校ao-gigaネットワーク回線再構築業務に係る企画提案競技に参加する者は、次の書類を各1部提出すること。

ア 企画提案競技参加申請書（第1号様式）

イ 申請者概要書（第2号様式）

ウ 申告書（第3号様式）

### (2) 提出期限

令和8年7月7日（火）午後5時とすること。

### (3) 提出先

教育情報化推進室に電子メールか郵送（書留郵便により提出期限必着）又は持参にて提出すること。

なお、持参する場合の受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時までの間とすること。

## 8 参加資格審査

(1) 企画提案競技参加申請書の提出があった場合には、「6 参加資格」に定める参加資格の有無について審査する。

(2) 審査結果については、令和8年7月9日（木）頃に通知すること。

## 9 提案の上限額

提案に当たっては、上限額以内であること。

(1) 令和8年度分（初期費用含む。）

◎ 提案上限額 18,775千円（消費税及び地方消費税を含む。）

回線工事費及び回線利用料（5か月分）

※ すべての拠点での回線利用開始予定日を令和8年11月1日として提案すること。

※ 回線工事が早期に完了したことにより、回線利用開始日が早期になった場合の回線利用料については、含めないこととし、原則発注者の負担とすること。

(2) 令和9年度以降（年額）

◎ 提案上限額 38,901千円（消費税及び地方消費税を含む。）

回線利用料（12か月分）

※ 今後、学校の統合や移転等により、接続拠点に変更が生じる際は協議に応じること。その場合は、契約中の回線利用料と同じ単価とすること。

## 10 企画提案書の提出

### (1) 企画提案書等の仕様

仕様書等を確認し、別添「青森県立学校 ao-giga ネットワーク回線再構築業務企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）により作成すること。

### (2) 提出時の添付書類

業者名、代表者名、担当者の所属名、担当者名、電話番号及びメールアドレスを記載した送り状1通を添付すること。

### (3) 提出期限

令和8年7月22日（水）午後5時とすること。

### (4) 提出先

教育情報化推進室に正本1部及び電子媒体としてCD-ROM等に格納したものを提出すること。

提出は、郵送（書留郵便により提出期限必着）又は持参すること。

なお、持参する場合の受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時までの間とすること。

## 11 企画提案の辞退

企画提案競技参加申請書提出後、企画提案を辞退する場合は、提案辞退届（第4号様式）を提出すること。

なお、提出期限は「10 企画提案書の提出」と同様とすること。

## 12 企画提案に係る質問

(1) 質問については、青森県立学校 ao-giga ネットワーク回線再構築業務に係る質問票（第5号様式）により、教育情報化推進室へ電子メールにより提出すること。ただし、審査方法に関する質問については、受け付けないこと。

(2) 質問受付は、令和8年7月14日（火）午後5時までとすること。

(3) 質問に対する回答については、質問者及びその他全ての企画提案競技参加者に対して通知すること。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者へのみ回答すること。

## 13 審査委員会

企画提案の審査を公正に行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定するため、「青森県立学校 ao-giga ネットワーク回線再構築業務企画提案競技審査委員会」を設置する。

## 14 企画提案競技及び審査

### (1) 開催日

令和8年7月27日（月）

### (2) 開催場所

青森県庁舎内

### (3) 審査の方法

ア 企画提案競技では、プレゼンテーション及び質疑・応答を実施する。

(ア) 1者5名以内とする。

(イ) プレゼンテーションを15分以内で行い、その後、質疑・応答を15分程度設ける。(予定)

イ アにおける審査項目及び配点については、「青森県立学校 ao-giga ネットワーク回線再構築業務企画提案競技評価基準」に定める。

ウ 各審査委員の採点の結果、1位の獲得が最も多かった提案者を本提案競技の最優秀提案者、次点で高順位の獲得が多かった提案者を優秀提案者として、協議し決定する。

エ 審査結果については、全ての提案者に対して文書により通知する。

## 15 契約

(1) 企画提案競技の審査において最優秀提案者となった者を受注候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合契約を締結する。

(2) (1)の協議が調わない場合には、優秀提案者を受注候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合契約を締結する。

(3) 契約を締結する際、提案者が青森県教育委員会との協議を経ることなく企画提案の内容を大幅に変更した条件を提示したときは、その提案者と契約を締結しない場合がある。

## 16 失格要件

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき

(2) 提案者が本企画提案競技に対して2以上の提案をしたとき

(3) 提案者が他者の提案の代理をしたとき

(4) 書類に重大な不備があった場合又は指示した事項に違反したとき

(5) 見積額が「9 提案の上限額」を超えた提案であるとき

(6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき

(7) 青森県職員又は本企画提案競技の関係者に対して、本企画提案競技に関わる不正な接触の事実が認められたとき

(8) 企画提案競技及び審査に関する不当な要求等を申し入れたとき

(9) 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じたとき

## 17 その他留意事項

(1) 本企画提案競技及び契約に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 提出期限後の問合せ及び書類の追加・修正は原則応じない。

(3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 提出書類は、返却しない。

(5) 企画提案書は、他の提案者に対して非公開とする。

(6) 提出書類を審査等で使用する場合、必要に応じて複製する場合がある。

(7) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行う場合がある。

## 18 スケジュール

7月 7日 (火) 午後5時	企画提案競技参加申請書提出期限
7月 9日 (木) 頃	参加資格審査結果通知
7月14日 (火) 午後5時	質問票受付期限
7月22日 (水) 午後5時	企画提案書提出期限
7月27日 (月)	企画提案競技及び審査 (プレゼンテーション及び質疑・応答)
7月29日 (水) 頃	結果通知